

家庭的保育者 認定研修のご案内

令和
6年度

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、これまでの教育・保育施設に加えて、地域型保育（小規模保育、家庭的保育）の人材を確保する必要があります。当研修は、家庭的保育事業者を育成する目的で、茨城県が実施する研修です。保育士資格をお持ちでない方でも、当研修および別途指定の研修「子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育）」の2種類の研修を受講し、市町村から認可を得ることで、家庭的保育者として事業を始めることができます。



家庭的保育とは

0歳から2歳までの子どもを5人まで預かることができる少人数の保育です。市町村から認可を受けた保育のため、公的な支援を受けることができます。ご自身の居宅等でも事業を始めることができます。

※認可等については、事業の開始を希望する予定の市町村へお問い合わせください。

「家庭的保育」

について詳しく知るために▶

映像でご覧になれます



家庭的保育者認定研修を修了することのメリット

地方自治体等の認める公的な職員資格ですので、子ども5人までの家庭的保育施設や6～10人までの小規模保育事業所（C型）の事業者または職員として勤務できます。加えて、保育所等での保育において、以下の場合、保育士とみなされ勤務できます。

- ・朝夕の子どもが少なくなる時間
- ・保育士を配置基準以上に追加して確保しなければならない場合



家庭的保育者が、地域の子育て支援の現場で活躍できる機会はたくさんあります！

保育士の資格がなくても、保育の分野で働くことに関心のある方、ぜひ積極的なご参加をお待ちしております。

家庭的保育者になるには

保育士資格をお持ちでない方

家庭的保育者認定研修 の修了

+

「子育て支援員研修」（地域保育コース・地域型保育）の修了

保育士資格をお持ちの方

「子育て支援員研修」（地域保育コース・地域型保育）の修了